

7 ワクチン

No.	取組名	担当	ページ
7-1	ワクチン	保健医療部新型コロナウイルス スワクチン接種対策室 (健康管理課)	279

No.	取組名	ワクチン
7-1	担 当	保健医療部 新型コロナウイルスワクチン接種対策室 (保健医療部 健康管理課)

新型コロナウイルス感染症に対する予防接種は、令和 2 年 12 月 9 日に予防接種法及び検疫法の一部を改正する法律（令和 2 年法律第 75 号）で新たに設けられた附則第 7 条の特例規定に基づき、同法第 6 条第 1 項の予防接種（臨時接種）とみなして実施された。さらに、令和 4 年の感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等の一部を改正する法律（令和 4 年法律第 96 号）による改正後の予防接種法においては、令和 4 年 12 月 9 日降は同法第 6 条第 3 項の規定に基づく予防接種とみなして実施された。

なお、本予防接種は、予防接種法第 30 条の規定による第一号法定受託事務である。

【新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業の推進】

新型コロナウイルスワクチン（以下「ワクチン」という。）の接種は、自治体を中心となり、厚生労働省の関連要領や手引きに基づいて実施される「ワクチン接種体制確保事業」を通じて行われることで、接種体制を確保することとなった。

●人員体制の整備

令和 3 年 1 月 14 日に新型コロナウイルスワクチン接種対策室が設置され、業務量に応じて職員を増員及び兼務体制を図った。また、令和 3 年度の初回接種時には、多くの問い合わせに対応するため、保健所や本庁舎において電話対応の応援職員も配置された。そのほか、市の集団接種会場や高齢者向けの予約サポート等において、保健所以外からも職員が動員され、必要な業務に従事した。

●予防接種台帳システムの改修

ワクチンの接種記録を予防接種台帳に登録するため、既存の予防接種台帳システムを改修した。

●接種券、予診票、案内等の印刷・発送等

接種券・予診票・案内・封筒（以下「接種券等」という。）の印刷から、封入・封緘、発送までの業務を民間事業者に発注し、令和 5 年度末までに約 115 万通の接種券等を発送した。

●接種の実施体制の確保

ア 川越市医師会との調整

令和 3 年 2 月から令和 5 年度末までの間に、39 回の会議を行い、ワクチン接種に関する専門的なアドバイスを受け、ワクチン接種の実施等に関する検討を重ねた。

イ 市内医療機関との調整

市内医療機関による接種を促進するため、事前説明や質疑への応答に努めた。また、各種意向調査の実施や新型コロナウイルスワクチン移送量、予約枠に関するきめ細かい連絡・調整を重ね、市内医療機関との協力体制を構築することで、国の実施スケジュールやニーズに応じた接種可能量、同ワクチンの保管・流通体制を構築した。

こうした取組により、市内で接種を実施した医療機関及び老人保健施設は、令和3年度129箇所、令和4年度130箇所、令和5年度125箇所であった。

ウ ワクチン等の移送

ワクチンや附属品の移送について地域卸業者と委託契約を締結し、市内の接種実施医療機関へ令和3年度約5.3万バイアル、令和4年度約2.9万バイアル、令和5年度約2.1万バイアルを移送した。

エ 川越市集団接種会場の設置

令和3年5月に旧農業ふれあいセンターでの接種を開始し、その後は高齢者の初回接種を最大5会場で同時展開するなど、令和5年度までの間に接種ニーズに応じながら、合計7会場を設置した。

オ 接種記録の作成

予防接種法施行規則に基づき、予防接種台帳システムにワクチン接種に関する情報を登録するため、当該接種データの作成を民間事業者に発注した。

カ 予防接種証明書の交付

海外渡航・国内旅行等に使用できる証明書を発行し、令和3年7月27日から令和5年度末までに83,566件を発行した。マイナンバーカードを用いた接種証明アプリで75,804件の電子交付、コンビニ交付で488件の発行があった。アプリによる電子交付やコンビニ交付に関する経費については、令和5年度まで国が負担することとなった。

●相談・予約受付体制等の確保

ワクチン接種に関する問い合わせや予約対応のため、民間事業者にコールセンターを設置・運営を発注し、令和3年3月1日に開設した。需要に応じた人数のオペレーターを配置し、令和3年度は約15.7万件、令和4年度は約9.9万件、令和5年度は約4.8万件の問い合わせに対応した。そのうち接種予約は令和3年度約4.7万件、令和4年度約4.9万件、令和5年度約2.7万件であった。

インターネット接種予約システムを導入し、令和3年度に約16.5万件、令和4年度に約14万件、令和5年度に約4.7万件の予約を受け付けた。情報提供は広報川越、市公式SNS、メール配信、外国人向けパンフレット、お知らせハガキ、防災行政無線や自治会回覧等を通じて行い、公式LINEも導入して情報提供を強化した。

●包括外部委託について

接種券等の印刷・発送、コールセンター設置、予約システムの管理、接種記録の作成、接種証明書発行のための事務員配置、集団接種会場の設置・運営等に関する業務については、包括的に外部委託した。

●予防接種業務の委託

全国知事会及び日本医師会がそれぞれ市町村及び医療機関等の代理人となり、令和3年2月12日付けで新型コロナウイルス感染症の予防接種に係る委託契約書が締結された。

また、集合契約のとりまとめを行う医師会に属さない医療機関や市町村が接種会場を運営する場合についても、これらの医療機関等の代理人として、都道府県が全国知事会を相手方とする上記契約書が令和3年2月16日付けで別途締結された。

住民票所在地以外での接種については、各都道府県国民健康保険団体連合会が代行機関となり、埼玉県知事を代理人として新型コロナウイルス感染症の予防接種等の費用の支払いに関する業務委託契約が令和3年4月1日に締結された。

●予防接種健康被害救済制度への対応

予防接種後の副反応に関する健康被害について、川越市は接種券や市公式ホームページを通じて救済制度の周知を行った。給付金請求は、即時型アレルギーを除き、外部有識者と保健所長で構成される川越市予防接種健康被害調査委員会において専門的知見から当該請求内容に関する調査を実施した。

【対象者等：初回接種から令和5年秋開始接種まで】

令和3年3月15日から、埼玉県が発行した医療従事者向け接種券を用いて、医療従事者向けに1回目接種が開始された。その後、国が示したスケジュールに沿って、令和3年4月23日に75歳以上を対象とした接種券の一斉発送を開始し、同年5月6日から予約を受け付け、同月10日から市内の接種実施医療機関で高齢者向け接種を開始。その後、優先接種の考えに従って基礎疾患のある方や高齢者施設等の従事者の接種機会を優先的に確保しつつ、年代ごとに区切って接種券等を発送し、順次初回接種を進めた。

●初回接種（1・2回目）

対象年齢：16歳以上→12歳以上→5歳以上→生後6ヶ月以上に拡大

ワクチン：ファイザー社製

→モデルナ社製、アストラゼネカ社製、武田社製（ノババックス）が追加

接種回数：2回

接種間隔：18日以上

対象者数：約307,000人→約352,000人

実施期間：令和4年2月28日まで→令和4年9月30日→

令和5年3月31日まで→令和6年3月31日まで延長

●第一期追加接種（3回目）

対象年齢：18歳以上→12歳以上→5歳以上に拡大

ワクチン：ファイザー社製→モデルナ社製、武田社製（ノババックス）が追加

接種回数：1回

接種間隔：初回接種完了後8ヶ月→6ヶ月→5ヶ月→3ヶ月に短縮

※第二期追加接種の実施に合わせて5ヶ月に短縮

対象者数：約259,000人（初回接種完了者）→約280,000人（小児追加）

※大臣指示の改正適用日時点における各対象者数の合計

実施期間：令和4年9月30日まで→令和5年3月31日まで延長

●第二期追加接種（4回目）

対象年齢：60歳以上の方、18歳以上59歳以下で基礎疾患のある方、その他重症化が高い
と医師が認めた方

→医療機関・高齢者施設等の従事者（18歳以上59歳以下）を追加

ワクチン：ファイザー社製、モデルナ社製

接種回数：1回

接種間隔：第一期追加接種完了後5ヶ月→3ヶ月に短縮

対象者数：約107,000人→約121,000人（医療従事者等追加）

実施期間：令和4年9月30日まで→令和5年3月31日まで延長

●令和4年秋開始接種（3・4・5回目）

対象年齢：12歳以上の方→5歳まで拡大

ワクチン：ファイザー社製、モデルナ社製→武田社製（ノババックス）が追加

接種回数：1回

接種間隔：前回接種完了後5ヶ月→3ヶ月に短縮

対象者数：約276,000人（12歳以上初回接種完了者）→約280,000人（小児追加）

実施期間：令和5年3月31日まで→令和5年5月7日まで延長

●令和5年春開始接種（3・4・5・6回目）

対象年齢：65歳以上の高齢者、5歳以上64歳以下で基礎疾患のある方、
その他重症化リスクが高いと医師が認めた方、

医療従事者及び高齢者施設等の従事者

ワクチン：ファイザー社製、モデルナ社製、武田社製（ノババックス）

接種回数：1回

接種間隔：前回接種完了後3ヶ月

対象者数：約108,000人（高齢者約95,000人、高齢者以外約13,000人）

実施期間：令和5年9月19日まで

●令和5年秋開始接種（3・4・5・6・7回目）

対象年齢：生後6ヶ月以上

ワクチン：ファイザー社製、武田社製（ノババックス）→モデルナ社製、第一三共社製が追加

接種回数：1回

接種間隔：前回接種完了後3ヶ月

対象者数：約280,000人

実施期間：令和6年3月31日まで

●本市における集団接種

初回接種では川越市医師会や川越市薬剤師会、埼玉医科大学総合医療センターとの協議を重ね、業務委託契約を締結することで会場に医療従事者（医師・看護師・薬剤師）を配置した。第一期追加接種以降では、自治体からの集団接種の受注実績がある民間事業者と業務委託契約を締結し、医療従事者を会場に配置した。

会場設営や受付等の業務については、民間事業者に必要な人員・物品の手配を発注し、初回接種以降も同様の体制を継続した。

●その他各部署の取組

①ワクチン接種予約のためのスマートフォンの操作方法にかかる講座（教育総務部）

公民館において、高齢者の方を対象として、ワクチン接種予約のためのスマートフォンの操作方法にかかる講座を実施した。

実施会場：公民館18館（土曜日はワクチン接種会場である高階公民館、名細公民館除く）

	受講者数	うち予約完了に至った人数
令和3年6月11日（金）	114人	85人
令和3年6月12日（土）	40人	37人
令和3年6月18日（金）	82人	70人
令和3年6月19日（土）	8人	7人
合計	244人	199人

②川越商工会議所による新型コロナウイルスワクチン接種への協力（産業観光部）

地域における経済活動の維持を図る観点から、川越市商工会議所において、川越市、川越市医師会、川越市内医療機関と協力し、市内事業者を対象としたワクチン接種が実施された。

実施日	令和3年9月13日（月）～10月3日（日） ※一部医療機関において、9月4日（土）、11日（土）、12日（日）に先行実施
実施会場	市内18医療機関
接種定員	3,000人程度
対象事業者	市に所在する事業者（法人・個人）
接種対象者	市内の中小企業等に勤務する川越市在住の16歳以上の従業員・役員

【新型コロナワクチンの特例臨時接種における市民への接種数】

単位：件

年度	年齢	接種件数							計
		1回目	2回目	3回目	4回目	5回目	6回目	7回目	
2	5～11歳	-	-	-	-	-	-	-	-
	12～64歳	1,919	133	-	-	-	-	-	2,052
	65歳～	48	6	-	-	-	-	-	54
	計	1,967	139	-	-	-	-	-	2,106
3	5～11歳	1,055	9	-	-	-	-	-	1,064
	12～64歳	190,905	191,575	65,759	-	-	-	-	448,239
	65歳～	91,490	91,158	82,209	-	-	-	-	264,857
	計	283,450	282,742	147,968	-	-	-	-	714,160
4	6ヶ月～4歳	323	306	193	-	-	-	-	822
	5～11歳	3,560	4,303	2,057	98	-	-	-	10,018
	12～64歳	2,795	3,516	86,683	83,907	14,912	-	-	191,813
	65歳～	199	243	5,529	82,732	67,973	-	-	156,676
	計	6,877	8,368	94,462	166,737	82,885	-	-	359,329
5	6ヶ月～4歳	71	77	94	83	-	-	-	325
	5～11歳	35	43	191	658	301	-	-	1,228
	12～64歳	53	57	443	1,708	23,848	10,264	3,884	40,257
	65歳～	30	30	160	721	6,177	60,996	46,928	115,042
	計	189	207	888	3,170	30,326	71,260	50,812	156,852
合計	6ヶ月～4歳	394	383	287	83	-	-	-	1,147
	5～11歳	4,650	4,355	2,248	756	301	-	-	12,310
	12～64歳	195,672	195,281	152,885	85,615	38,760	10,264	3,884	682,361
	65歳～	91,767	91,437	87,898	83,453	74,150	60,996	46,928	536,629
	計	292,483	291,456	243,318	169,907	113,211	71,260	50,812	1,232,447

※ワクチン接種記録システム(VRS)よりデータ抽出(令和6年6月14日時点)

※年齢基準日(接種年度の翌年度4月1日)

【新型コロナウイルスワクチン接種対策室事業費】

●令和2年度

事業費 39,691,964円
財源 国庫支出金 新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費国庫補助金
予算措置 令和3年3月専決処分（第13号）
令和2年度3月補正（第14号）
令和2年度3月補正（第16号）

●令和3年度

事業費 2,662,156,327円
財源 国庫支出金 新型コロナウイルスワクチン接種対策費国庫負担金
国庫支出金 新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費国庫補助金
国庫支出金 新型コロナウイルスワクチン予防接種健康被害給付費負担金
諸収入 その他雑入
予算措置 令和3年度当初予算
令和3年度6月補正（第4号）
令和3年度9月補正（第6号）
令和3年度12月補正（第9号）
令和3年度3月補正（第12号）

●令和4年度

事業費 2,018,146,326円
財源 国庫支出金 新型コロナウイルスワクチン接種対策費国庫負担金
国庫支出金 新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費国庫補助金
国庫支出金 新型コロナウイルスワクチン予防接種健康被害給付費負担金
諸収入 その他雑入
予算措置 令和4年度当初予算
令和4年度6月補正（第4号）
令和4年度9月補正（第6号）
令和4年度3月補正（第11号）

●令和5年度

事業費 1,128,283,082円
財源 国庫支出金 新型コロナウイルスワクチン接種対策費国庫負担金
国庫支出金 新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費国庫補助金
国庫支出金 新型コロナウイルスワクチン予防接種健康被害給付費負担金
諸収入 その他雑入
予算措置 令和5年度当初予算
令和5年3月専決処分（第1号）
令和5年度3月補正（第8号）